

【2 陳情の審査】

（1）陳情第156号

水道料金、下水道使用料の値上げを行わないことを求める陳情

（2）陳情第158号

市の上下水道料金・使用料を据え置くことを求める陳情

■ 厳しい財政状況下での管路、施設等の老朽化対策や耐震化の必要性

物価、資材価格、金利、賃金の上昇により支出が増加する一方、大口使用者の水需要の減少に伴う今後の料金収入の減収が見込まれており、市民生活の安全・安心を守るための水道の管路、施設の更新・耐震化を着実に進めるためには、現行の料金を維持するのは困難

■ 事業環境の変化に対応した制度の見直しの必要性

現行の料金制度の大枠は、水需要が急激に増加していった高度経済成長期の昭和40年代から変わっておらず、事業環境の変化に対応した見直しが必要

今後の持続的な事業運営及び受益者負担の視点に基づく、制度と料金水準の見直しを検討するため、令和6年5月に、学識経験者等で構成する「川崎市上下水道事業経営審議委員会」へ水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について諮問し、御審議いただき、令和8年2月に答申を受理

※川崎市上下水道事業経営審議委員会(以下「委員会」という。)の概要

設置目的

本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営全般について、審議し、事業の円滑かつ適正な推進に寄与する。

委員構成

- ・ 学識経験者 8人
- ・ 団体推薦 5人
- ・ 公募市民 2人



2 料金水準の算定

4

■ 水道事業の財政収支見通し

料金算定期間

百万円

区分	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		決算	決算見込	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収益的収支(税抜)	収益的収入	31,675	31,116	31,187	30,072	29,856	29,782	29,828	29,765	29,619	29,532
	水道料金	24,325	23,297	23,424	22,768	22,595	22,469	22,447	22,326	22,142	21,988
	その他	7,350	7,819	7,763	7,304	7,261	7,314	7,381	7,439	7,477	7,545
	収益的支出	30,018	30,822	32,843	32,384	33,020	33,941	34,650	35,435	36,284	36,979
	人件費	4,813	5,219	6,082	5,226	5,367	5,529	5,687	5,842	6,013	6,180
	受水費	8,011	8,072	8,139	8,139	8,130	8,145	8,201	8,323	8,266	8,286
	委託料	4,124	4,024	4,426	4,499	4,501	4,642	4,706	4,792	4,997	4,991
	修繕費等	2,272	2,283	2,181	2,387	2,627	2,530	2,236	2,253	2,374	2,548
	動力費	320	279	344	326	326	326	336	336	336	336
	薬品費	225	291	315	238	242	247	252	257	262	268
	負担金	967	1,048	1,480	1,074	1,095	1,117	1,141	1,162	1,185	1,147
	減価償却費等	7,201	7,391	7,800	8,218	8,546	8,900	9,348	9,735	9,904	10,073
	支払利息等	873	950	1,215	1,263	1,434	1,626	1,803	1,970	2,128	2,244
	その他	1,212	1,265	861	1,015	753	879	941	766	818	907
当年度純利益(A)		1,657	294	▲ 1,656	▲ 2,312	▲ 3,165	▲ 4,158	▲ 4,822	▲ 5,669	▲ 6,665	▲ 7,447
資本的収支(税込)	資本的収入	7,455	6,404	10,289	8,618	8,976	8,131	7,385	7,019	5,762	6,053
	企業債	7,079	6,016	9,261	7,825	8,089	7,217	6,603	6,285	5,000	5,277
	負担金ほか	376	388	1,028	793	887	914	782	734	762	776
	資本的支出	17,437	18,382	22,090	23,474	24,162	22,123	20,521	19,741	16,637	17,391
	建設改良費	13,898	14,915	18,522	19,950	20,683	18,495	16,816	15,959	12,761	13,449
	企業債償還金	3,516	3,401	3,455	3,419	3,373	3,523	3,600	3,677	3,770	3,837
	その他	24	66	112	105	105	105	105	105	105	105
	資本的収支差額(B)	▲ 9,982	▲ 11,978	▲ 11,800	▲ 14,855	▲ 15,186	▲ 13,992	▲ 13,136	▲ 12,721	▲ 10,875	▲ 11,338
当年度発生分補填財源(C)		7,598	8,540	8,644	9,442	9,851	10,008	10,301	10,613	10,491	10,722
当年度資金収支(A)+(B)+(C)		▲ 727	▲ 3,144	▲ 4,813	▲ 7,725	▲ 8,499	▲ 8,143	▲ 7,657	▲ 7,778	▲ 7,049	▲ 8,063
累積資金残高		14,411	11,267	6,455	▲ 1,271	▲ 9,770	▲ 17,913	▲ 25,570	▲ 33,348	▲ 40,397	▲ 48,460

※端数処理の関係上、表中数値の加算又は減算の額が表記と一致しない場合がある。

※水道料金は、工業用水道事業への給水分を含む。

※修繕費等は「修繕費」と「工事請負費」、減価償却費等は「減価償却費」と「固定資産除却費」と「たな卸資産減耗費」、支払利息等は「支払利息及び企業債取扱諸費」

※当年度発生分補填財源(C)は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び退職給付引当金の増減額

※累積資金残高は、過年度からの資金収支(当年度純利益(A)+資本的収支差額(B)+当年度発生分補填財源(C))の累積額で、実質的な手元資金の残高

料金改定をしない場合、
R8以降純損失が発生し、
R9以降資金不足が発生する。

2 料金水準の算定

5

■ 下水道事業の財政収支見通し

百万円

区分	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		決算	決算見込	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収益的収支(税抜)	収益的収入	42,304	42,898	43,300	44,215	44,222	43,884	44,468	43,812	43,843	43,795
	下水道使用料	21,909	22,010	21,977	21,754	21,545	21,375	21,215	21,046	20,827	20,632
	一般会計負担金等	11,990	12,208	13,085	13,623	14,200	14,539	15,196	15,770	16,021	16,354
	その他	8,405	8,681	8,239	8,838	8,477	7,970	8,056	6,997	6,996	6,809
	収益的支出	39,740	41,004	43,190	45,108	46,008	46,063	47,231	47,729	48,782	49,534
	人件費	2,939	3,253	3,565	3,157	3,249	3,347	3,447	3,548	3,652	3,759
	委託料	2,674	3,041	3,475	3,061	3,252	3,285	3,163	3,395	3,367	3,470
	修繕費等	1,998	2,400	2,725	4,108	3,847	3,573	3,855	3,012	3,109	3,233
	動力費	2,314	1,931	2,167	2,321	2,373	2,373	2,444	2,460	2,460	2,491
	薬品費	557	595	718	582	593	605	617	630	647	660
	負担金	1,917	1,986	2,063	1,950	2,068	2,110	2,152	2,195	2,239	2,284
	減価償却費等	24,184	24,463	24,635	25,224	25,440	25,279	25,211	25,296	25,780	25,575
	支払利息等	1,841	1,929	2,429	3,106	3,739	4,504	5,134	5,979	6,524	7,097
	その他	1,314	1,406	1,414	1,601	1,446	987	1,206	1,214	1,004	966
	当年度純利益(A)	2,564	1,895	111	▲ 893	▲ 1,786	▲ 2,179	▲ 2,763	▲ 3,916	▲ 4,939	▲ 5,739
資本的収支(税込)	資本的収入	38,306	40,721	42,186	48,715	44,083	42,016	46,476	42,695	44,355	44,839
	企業債	30,053	28,536	33,659	39,600	37,190	34,523	38,321	32,872	32,211	35,174
	国庫補助金	7,564	5,923	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	負担金ほか	690	6,262	3,527	4,115	1,893	2,493	3,155	4,823	7,144	4,665
	資本的支出	59,512	59,502	61,076	67,724	63,336	61,292	65,835	61,166	62,907	63,274
	建設改良費	24,344	23,680	23,000	28,000	28,000	28,000	29,000	29,000	29,000	29,000
	企業債償還金	31,934	32,240	33,131	35,041	30,348	28,053	31,669	27,037	28,815	29,300
	その他	3,234	3,581	4,945	4,684	4,988	5,239	5,166	5,129	5,092	4,974
	資本的収支差額(B)	▲ 21,206	▲ 18,780	▲ 18,890	▲ 19,010	▲ 19,254	▲ 19,276	▲ 19,359	▲ 18,471	▲ 18,551	▲ 18,435
	当年度発生分補填財源(C)	18,076	18,409	18,731	19,937	20,210	20,232	20,401	20,585	21,069	21,052
	当年度資金収支(A)+(B)+(C)	▲ 566	1,523	▲ 48	34	▲ 830	▲ 1,223	▲ 1,721	▲ 1,802	▲ 2,421	▲ 3,123
累積資金残高		6,828	8,350	8,302	8,336	7,506	6,283	4,562	2,760	339	▲ 2,784

※端数処理の関係上、表中数値の加算又は減算の額が表記と一致しない場合がある。

※修繕費等は「修繕費」と「工事請負費」、減価償却費等は「減価償却費」と「固定資産除却費」、支払利息等は「支払利息及び企業債取扱諸費」

※当年度発生分補填財源(C)は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び退職給付引当金の増減額

※累積資金残高は、過年度からの資金収支(当年度純利益(A)+資本的収支差額(B)+当年度発生分補填財源(C))の累積額で、実質的な手元資金の残高

使用料改定をしない場合、
R9以降純損失が発生し、
R15以降資金不足が発生する。

■ 改定時期等

項目	委員会からの提言	本市の方針
水道料金の改定時期・算定期間(※)	令和9年4月に改定を行うものとし、料金算定期間は令和9年度から11年度までの3年間とすべきである。	提言のとおり
下水道使用料の改定時期・算定期間(※)	令和9年4月に改定を行うものとし、使用料算定期間は令和9年度から11年度までの3年間とすべきである。	 水道料金及び下水道使用料改定の同時実施は市民生活に影響を及ぼすことから、下水道事業の財政状況を踏まえ、下水道使用料については、令和10年4月以降に改定する。 使用料算定期間については、改定の検討の際に決定する。

※ 料金・使用料の水準、改定率を算定する期間

■ 水道料金の改定率

改定案

- 委員会からの提言を踏まえ、**安定的な経営基盤の構築と低廉な生活用水への配慮とのバランスを考慮し、委員会でのシミュレーション時と比べ、企業債借入額の増額と料金改定サイクルの短期化を図ることにより改定率を抑制**
- 一般用の水道料金の**平均改定率は22%**とする。ただし、**激変緩和措置として、令和9年度は11%とし、段階的に引上げる。**
- **子育て世帯等に対する負担軽減として、おおよそ、その使用に相当する水量帯の改定率が低くなるように配慮する。**

料金改定率

22%(R10.4.1~)
ただし、**激変緩和措置として、R9.4.1~R10.3.31は、11%**

■一般会計からの繰入れについて

● 地方財政法第6条及び地方公営企業法第17条の2第2項には、地方公営企業においては、その**経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないとする、いわゆる独立採算制の原則**が規定されている。

● 一方、地方公営企業法第17条の2第1項には、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担する経費が規定されており、その基本的な考え方については、毎年度「地方公営企業繰出について（以下「繰出基準」という。）」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

地方財政法（昭和23年号外法律第109号）

（公営企業の経営）

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、**その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。**但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

地方公営企業法（昭和27年号外法律第292号）

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 **地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。**

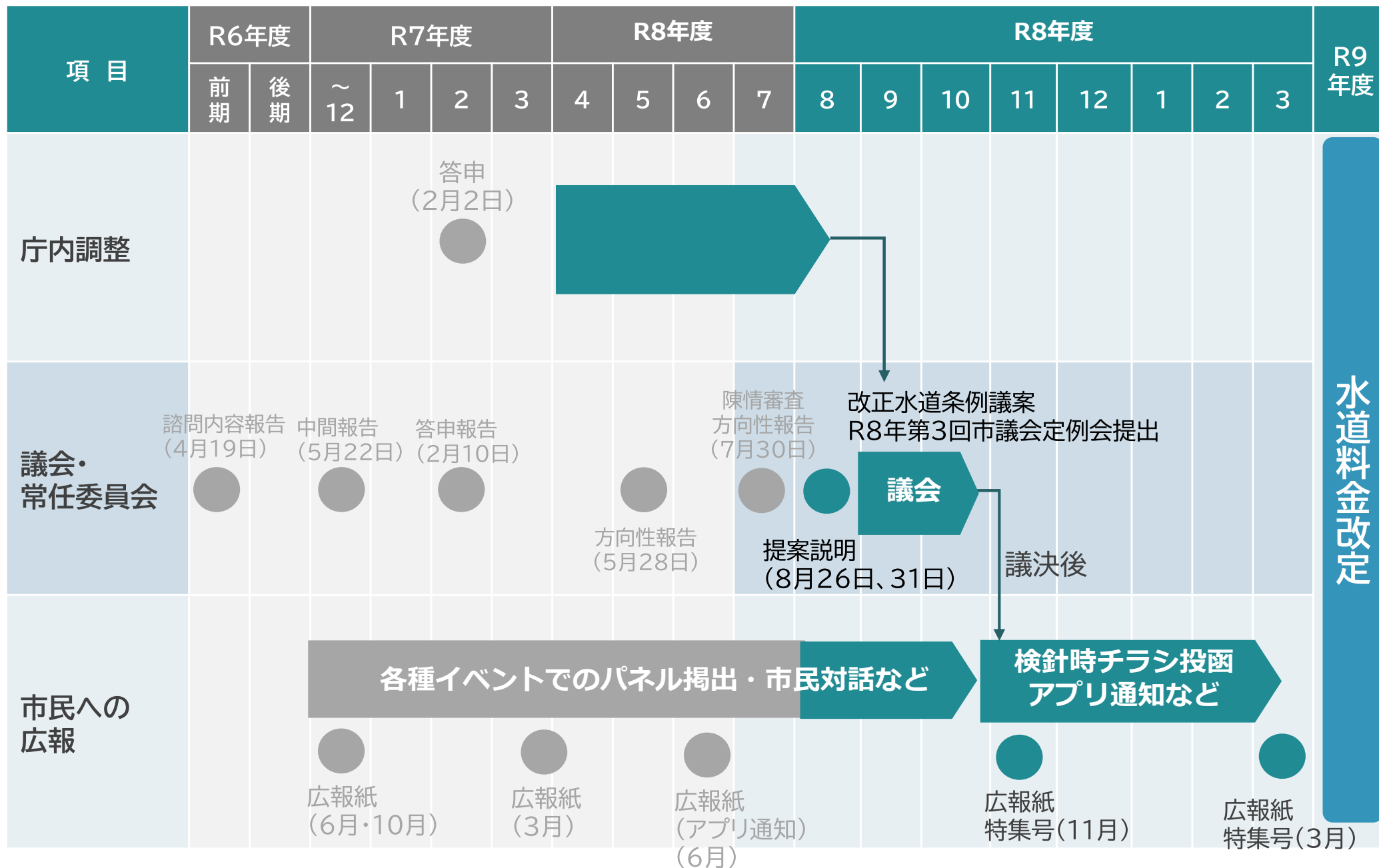
- 委員会からの提言を踏まえ、**受益者負担の公平性の確保**及び**安定経営の確保**を両立した制度に見直す。

- ・ 受益者負担の公平性の観点による単一料金制から**口径別料金制への移行**
- ・ 公衆衛生の向上といった制度の目的が達成されていることを踏まえた**基本水量制の廃止**
- ・ 安定経営の観点による**逡増度の緩和**と**基本料金割合の増加**
- ・ **水量区画の縮小**

4 町内会・各種業界団体への説明会の実施 (令和8年10月5日現在)

10

町内会関連(13団体)		各種業界団体(14団体)	
1	宮前区全町内・自治会連合会 学習会 6/26(金)実施済み	1	川崎アゼリア株式会社 7/6(月)実施済み
2	川崎区連合町内会 理事会 7/3(金)実施済み	2	川崎市中部学校給食センター 7/7(火)実施済み
3	麻生区町会連合会 理事会 7/9(木)実施済み	3	川崎市食品衛生協会 7/13(月)実施済み
4	稲田町会連合会 役員会 7/14(火)実施済み	4	川崎市障害福祉施設事業協会 定例全体会 7/17(金)実施済み
5	幸区町内会連合会 常任理事会 7/16(木)実施済み	5	川崎市介護老人保健施設連絡協議会 7/28(火)実施済み
6	高津地区連合町内会 町会長会議 7/17(金)実施済み	6	川崎市病院協会 総務委員会 7/29(水)実施済み
7	全町内会連合会 役員会 7/21(火)実施済み	7	指定介護保険事業者等集団指導講習会 7/31(金)実施済み
8	多摩区町会連合会 役員会 7/24(金)実施済み	8	川崎浴場組合連合会 8/5(水)実施済み
9	日吉地区町内会連絡協議会 7月会長会議 7/29(水)実施済み	9	川崎市社会福祉協議会児童・母子福祉施設協議会 7/6(月)実施済み・保育協議会 8/7(金)実施済み
10	南河原地区町内会連合会 8月定例会 8/3(月)実施済み	10	相談支援従事者現任研修 8/7(金)実施済み・相談支援ネットワーク会議 8/17(月)実施済み
11	御幸地区町内会連合会 8月定例会 8/20(木)実施済み	11	川崎市老人福祉施設事業協会・川崎市社会福祉協議会 合同施設長会 8/26(水)実施済み
12	橘地区連合自治会 町会長会議 8/28(金)実施済み	12	川崎市南部・北部学校給食センター 9/16(水)実施済み
13	中原区町内会連絡協議会 役員会 9/2(水)実施済み	13	川崎市幼稚園協会 経営代表者会議 9/24(木)実施済み
		14	川崎市理容協議会 対話集会 10/5(月)実施済み



■ 陳情項目

陳情第156号ー1 物価高に苦しむ一般家庭及び小規模な事業者の上下水道料金の値上げをしないでください。

陳情第158号ー1 物価高に苦しむ一般家庭及び小規模事業者の水道料金・下水道使用料の値上げをしないでください。

■ 本市の考え方

- 水道事業は、当年度純損失が令和8年度から、累積資金不足が令和9年度から発生する状況を踏まえ、安定的な経営基盤の構築と低廉な生活用水への配慮とのバランスを考慮した上で、令和9年4月からの料金改定に向け取組を進める。
- 一般用の水道料金の平均改定率は22%とする。ただし、激変緩和措置として、令和9年度は11%とし、段階的に引上げる。
- 子育て世帯等に対する負担軽減として、おおよそ、その使用に相当する水量帯の改定率が低くなるように配慮する。
- 水道料金及び下水道使用料改定の同時実施は市民生活に影響を及ぼすことから、下水道事業の財政状況を踏まえ、下水道使用料については、令和10年4月以降に改定を行う。

■ 陳情項目

陳情第156号ー2 条例案を議会に提案する前に、市内各地で市民への説明会を開催し、意見を聞いてください。また、料金の値上げの決定時期をもっと後に延ばして、市民の意見を取り入れるようにしてください。

陳情第158号ー2 条例案を議会に提案する前に、市内各地で市民への説明会を開催し、広く意見を聴いてください。また、拙速な提案はせず、市民の意見を十分に反映させる期間を設けてください。

■ 本市の考え方

● 水道料金の改定に関する説明会については、10月5日現在において27団体へ実施したところであり、その他の様々な媒体を活用した広報も含め、市民への周知・理解醸成に向けた取組は、令和9年4月の改定の実施までの間、継続して実施していく。